

佐賀県告示第215号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成4年佐賀県告示第399号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
略 （別添の図面は省略し、 <u>佐賀県くらし環境本部環境課</u> 及び関係町役場において縦覧に供する。）	略 （別添の図面は省略し、 <u>佐賀県県民環境部環境課</u> 及び関係町役場において縦覧に供する。）